

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 3 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	金融包摂分野の調査及び評価分析
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、バングラデシュ）において、貧困層は農作物の不作や価格変動、病気や失業といった経済的ショックに加え、サイクロンや洪水などの自然災害による影響を日常的に受けている。特に同国は、世界でも有数の気候変動脆弱国であり、近年においても大規模災害が頻発していることから、自然災害は貧困層の生計や生活基盤を直撃する重大なリスク要因となっている。こうしたショックは、貧困層にとって消費水準の低下や資産の喪失をもたらすのみならず、回復後も再び貧困に陥る「貧困の罠」を形成する要因となっている。

これらのリスクに対し、貧困層は主として親族・友人からの支援やマイクロファイナンス機関（Micro Finance Institutions、以下 MFIs）、インフォーマルレンダーからの借り入れ等により事後的に対応してきた。しかしながら、こうした手段は負債の累積や生活の不安定化を招く恐れがあり、長期的かつ安定的なリスク対応策とは言い難い。本来、事前的なリスク管理手段として有効である保険サービスは、生活の安定やレジリエンス強化において重要な役割を果たし得るものであるが、バングラデシュにおける保険浸透率は GDP 比で約 0.33%、人口比でも 1%未滿と極めて低く、貧困層の多くは保険サービスから排除された状態にある。

この背景には、複合的な構造的課題が存在する。供給側では、貧困層へのアウトリーチチャンネルの不足や、小口で高頻度の取引を伴うマイクロ保険の高コスト・高リスク性への忌避感がある。需要側では、保険に関する理解や知識の不足に加え、保険料支払い能力の制約が加入の障壁となっている。さらに、貧困層向けマイクロ保険を後押しする法制度や政策、監督体制が十分に整備されておらず、試行的な取り組みが制度化・普及に至りにくい状況が続いている。

中でも、農村部の女性は、経済的資源や社会的発言力の制約により、男性以上にリスクに脆弱であるにもかかわらず、保険を含むリスク緩和サービスへのア

クセスがより限定的である。女性は識字率や教育水準の格差、流動性の低い資産構造、社会規範等の要因から、保険への理解や加入が困難であり、また、政策・制度設計やサービス提供組織が男性中心であることから、女性のニーズを十分に反映した商品・サービスの開発が遅れてきた。この結果、気候変動リスクや健康リスクの影響を強く受ける女性ほど、適切な備えを持たないまま生活せざるを得ない状況が生じている。

このような状況の下、気候変動リスクに脆弱な地域に暮らす貧困層、とりわけ女性のリスク対応力を強化するためには、保険と非金融支援を組み合わせた包括的なリスク軽減サービスを、持続的かつ制度的に提供する仕組みの構築が不可欠である。財務省傘下の貧困削減 APEX 機関である Palli Karma-Sahayak Foundation（以下、PKSF）は、長年にわたりパートナー MFIs を通じて農村部の貧困層、特に女性に金融・非金融サービスを提供してきており、こうした包括的アプローチを展開するうえで中核的な役割を担い得る組織である。

本事業は、これまで JICA の技術協力の下で試行的に開発・提供されてきたマイクロ保険を含むリスク軽減サービスの経験を基盤として、その改善・制度化および持続的普及に向けた体制整備を目的とするものである。これは、気候変動への適応、貧困削減、ジェンダー平等という国家的課題に同時に対応する取り組みであり、バングラデシュにおける包摂的で強靱な社会の構築に向け、その必要性と意義は極めて高い。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA 職員等の調査団員と協議・調整しつつ、バングラデシュにおける金融包摂、特にマイクロ保険及び Surakkha Service (SS) に関する知見を踏まえ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査及び評価・分析を行うとともに、詳細計画策定調査報告書（案）の取りまとめに協力する。

なお、SS は 2020 年から 2025 年に実施された「バングラデシュ金融包摂強化プロジェクト」(Inclusive Risk Mitigation Program for Sustainable Poverty Reduction、以下「IRMP」)において、サイクロン対応のインデックス型マイクロ保険から、健康・家屋・ローン補償等を統合した包括的リスク軽減サービスへ拡張され、現在は PKSF および Partner Organizations (以下、「POs」)による自走段階にあること、また、IRMP の最後のまとめられた Discussion Paper に沿って制度化を目指していることを踏まえる。

さらに、評価・分析、計画策定、各種文書、報告書作成に関する協力は、ジェ

ンダー視点を十分踏まえて行う。

(1) 国内準備期間 (2026年7月中旬～2026年7月下旬)

1. 要請の背景・内容を把握するため、要請書、関連報告書（IRMP 完了報告書等）、既往調査資料及び他ドナーの関連事業に関する資料を収集・分析する。
 2. バングラデシュの気候変動に脆弱な地域の貧困層、特に女性が直面するリスク、リスク対応、マイクロ保険含めたリスク対応サービスの利用、利用に向けての課題を分析・整理する。
 3. バングラデシュにおける保険セクター、マイクロ保険、他のリスク軽減サービスの現状について、以下の観点から整理・分析する。
 - 保険制度・規制（IDRA、MRA 等）
 - マイクロ保険・共済的リスク軽減サービスの提供状況、形態
 - 民間保険会社によるマイクロ保険提供や保険会社と POs (MFIs)の連携状況
 - PKSF および POs の役割、比較優位性
 4. IRMP における SS の進展状況を分析し、以下の点を整理する。
 - Cyclone Surakkha から SS への発展プロセス
 - 補償内容の拡充（健康、資産、融資関連補償等）
 - SS 加入、補償受け取り状況
 - Solatium Fund 等の資金メカニズム
 - POs および PKSF の運営体制・役割分担
 - 自走化フェーズにおける課題（受益者の金融・保険理解面、人材面、組織体制、財務面、データ整備・活用面、制度・規制面等）
（例：2024 年以降、SS として統合サービス提供開始、補償範囲拡大等）
 5. SS の持続的運営及び利用促進に係る主要課題（制度設計、財務持続性、加入促進、ジェンダー視点の反映等）を整理する。
 6. 現地調査で収集すべき情報を整理する（政策、制度、サービス設計、利用実態、需要側課題等）。
 7. JICA 団員等と協議のうえ、担当分野の観点から PDM（案）、Plan of Operation（以下、「PO」）（案）及び現地協議用資料の作成に協力する。
 8. 調査団内打合せ、対処方針会議等に参加する。
-

(2) 現地派遣期間 (2026年7月下旬～8月中旬)

1. JICA バングラデシュ事務所及び調査団と調査計画等に関する打合せに参

- 加する。
2. PKSF、関係省庁（財務省等）、規制当局（IDRA、MRA等）、POs、必要に応じて保険会社、関連機関との協議を通じ、以下の情報を収集・分析する。
 - (ア) 保険・マイクロ保険制度
 - 法規制、監督体制
 - MBA（相互扶助）モデルや保険会社連携の可能性
 - (イ) SSの現状
 - サービス内容、給付実績、加入状況
 - 資金メカニズム（Solatium Fund、Welfare Fund等）
 - 運営体制（PKSF・POs間の役割分担）
 - サービス提供プロセス（加入、給付、運用）
 - (ウ) 利用促進・需要側分析
 - メンバーの加入動機・理解度
 - サービス満足度
 - ジェンダー・貧困層における利用格差やその観点からの課題
 - 研修・啓発の有効性
 - (エ) 持続性・制度化課題
 - 財務持続性（保険料・給付のバランス、Solatium fund, Welfare fundの活用・監理）
 - 組織体制（PKSF内機能、独立制度化、MBA等）
 - 自走フェーズ移行上の課題（能力、人材、資金、データ・情報整備・活用）
 - 法制度上の制約
 3. 他ドナー（世銀、ADB、UNCDF等）及び民間セクターによる保険・金融包摂分野の支援動向を整理する。
 4. 現地訪問（POs支店、メンバー等）を通じ、SSの実際の運用状況及び利用実態の確認（裏付け調査）を行う。
 5. 収集情報を整理・分析し、調査団内で共有する。
 6. SSの改善及びマイクロ保険普及（サービス設計、提供、運営、普及拡大、制度・規制改革等）の観点から、プロジェクトの基本計画（目標、成果、活動）を検討する。
 7. PDM（案）、PO（案）の修正に協力する（特に以下を重視）：
 - SSの改善
 - 利用促進メカニズム（研修、意識向上、行動変容）
 - 持続可能な運営体制（PKSF・POs・外部連携）

- 政策・制度・規制改善に向けた協議・道筋づくり
 - 8. 協議結果に基づき、R/D（案）、M/M（案）の作成に協力する。
 - 9. 担当分野の観点から事業事前評価表（案）の作成に協力する。
 - 10. 担当分野の現地調査結果を取りまとめ、JICA 事務所及び調査団に報告する。
-

（3）帰国後整理期間（2026年8月中旬～9月下旬）

1. 収集資料の整理・分析（収集資料リスト作成、論点整理等）を行う。
2. SSの改善及び利用促進の観点から、事業事前評価表（案）の更新・作成に協力する。
3. 帰国報告会及び国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
4. 調査結果を取りまとめ、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。内容には以下の項目を含むこととする。
 - SSの現状評価（到達度・成果）
 - 制度・運用上の課題
 - 利用促進に向けた対応策
 - 次期協力における支援方針（制度化、持続性、普及）

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(詳細計画策定調査)

(1) 業務完了報告書

2026年9月30日(水)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,500 円/泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年7月26日～8月14日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括／ジェンダー・スマート・ビジネス振興 (JICA)

イ) 協力企画/ジェンダー (JICA)

ウ) 金融包摂/評価・分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

オ) 執務スペースの提供：ネット環境あり。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・バングラデシュ国「金融包摂強化プロジェクト」プロジェクト業務完了報告書

JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000055955.html>

・Consultative Group to Assist the Poor: Inclusive Insurance and Integrated Risk Management

Inclusive Insurance and Integrated Risk Management | CGAP

<https://www.cgap.org/topics/collections/inclusive-insurance>

- ② 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室から配付しますので、gpgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
- ・ Gender Smart Business (GSB) クラスタ（案）

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
- <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上